

2026年5月8日 全4頁

# 四半期開示義務廃止を提案：米国 SEC

大統領の要請に応え規則改正案を提案。四半期開示継続も可能。

政策調査部 主席研究員 鈴木 裕

## [要約]

- 米国証券取引委員会（SEC）は、上場企業に課している四半期開示義務を見直し、半期（年2回）開示に移行を可能にするための規則改正案を2026年5月に公表した。
- トランプ大統領は、2025年9月にSNSを通じて、SECに対して四半期開示から半期（年2回）開示への移行を検討するよう要請している。
- 四半期開示が義務ではなくなるとしても、上場企業側の選択によって四半期開示を継続することは可能だ。

## 大統領の指示に迅速に反応

米国証券取引委員会（SEC）が上場企業に課している四半期開示義務を見直し、半期（年2回）開示に移行を可能にするための規則改正案（以下、本規則改正案）を公表した<sup>1</sup>。今後、パブリックコメントを経て最終的に確定される。

トランプ大統領は2025年9月15日にSNSのTruth Socialへの投稿で、上場企業による四半期開示を廃止し、半期ごとの決算開示に変えるべきだと述べている<sup>2</sup>。大統領の意向を実現するため、SECが規則改正を検討していることは、2026年3月頃から各種メディアによって報じられていた<sup>3</sup>。本規則改正案の提案はタイミング、内容とも想定された通りであり、サプライズになるようなものではない。

図表 1 四半期開示廃止を指示する SNS への投稿

「企業はもはや四半期ごとの決算開示を強制されるべきではない。代わりに、証券取引委員会の承認を条件に、6か月ごとの開示にすべきだ。これによりコストが削減され、経営者は企業の運営に専念できるようになる。中国は企業経営において50年から100年の視点を持っているが、我々は四半期ごとの結果に縛られている。これは良いことではない。」

（出所）トランプ大統領のTruth Socialへの投稿（2025年9月15日）を大和総研仮訳

SECのアトキンス委員長は、大統領のこの投稿に即座に応じて、四半期開示義務の廃止に向けて検討を進めると述べている<sup>4</sup>。本規則改正案の提案に至ったことは、この検討作業が順調に進んでいることを意味しているものと考えられる。

## 本規則改正案の概要と留意点

本規則改正案は、上場企業が負う四半期開示の義務を見直して、四半期開示と半期開示を選択可能とするものだ。新様式Form10-Sでの半期開示制度を導入する。半期開示を選択した企業は年1回の半期報告と年次報告のみを開示することになる。開示内容は、現行と同等の水準だ。半期開示に移行するかどうかは完全な任意制であり、四半期開示を継続することもできる。SECは、この改正の意義を、頻繁な開示によって過度の短期志向に陥ることを回避しつつ、企業の開示負担の軽減と資本市場の活性化を図るとともに、投資家との関係に応じて最適な報告頻度の選択を可能にすることにあると説明している。

<sup>1</sup> SEC “[SEC Proposes Amendments to Permit Optional Semiannual Reporting by Public Companies](#)” (2026年5月5日)

<sup>2</sup> 鈴木裕「[トランプ大統領『四半期開示は廃止』](#)」（大和総研レポート、2025年9月25日）

<sup>3</sup> The Wall Street Journal “[SEC Prepares Proposal to Eliminate Quarterly Reporting Requirement](#)” (2026年3月16日)、Yahoo Finance “[The SEC Wants to Free Companies From Quarterly Earnings](#)” (2026年3月18日) など

<sup>4</sup> CNBC “[SEC to propose rule change on Trump’s call to end quarterly earnings reporting, says Chair Atkins](#)” (2025年9月19日)

図表 2 本規則改正案の概要

施行開始時期	未定(提案段階のため、最終規則採択後に決定)
適用対象企業	Exchange Act § 13(a)・§ 15(d)に基づく報告会社(一般の上場企業) 外国民間発行体は従来通り原則四半期開示規則の適用対象外
規制内容	四半期開示(Form 10-Q)に代えて半期開示(Form 10-S)を任意選択可能にする
パブコメ締切	本規則改正案の連邦官報掲載後 60 日以内

(出所) 脚注 1 掲載資料をもとに大和総研作成

本規則改正案は、四半期開示の「廃止」を一律に義務付けるものではなく、上場企業に対して四半期開示を年 2 回開示へ移行する選択肢を与える点に特徴がある。したがって、規則改正が成立したとしても、全ての企業が直ちに年 2 回開示へ移行するとは考えにくい。とりわけ、既に四半期決算・四半期開示の体制が確立している上場企業にとっては、資本市場での取引活性の維持、エクイティ・ファイナンスの円滑化、インサイダー取引規制に伴う取引禁止期間の管理等を踏まえ、引き続き四半期ベースで業績開示(任意開示)を行うインセンティブは大きいと思われる。四半期開示(Form 10-Q)を行わないという選択をしたとしても、決算短信的な情報開示や業績速報の公表が実務上継続される可能性は高い。

IPO の活性化も本規則改正案の目的の一つだ。IPO 後間もない企業や規模の小さい上場企業にとっては、四半期開示に伴う会計・開示コストや事務負担が相対的に重く、本規則改正による負担軽減の恩恵を受けやすいと考えられる。とりわけ、研究開発型企業や地域金融機関などでは、上場初期段階における柔軟な対応を可能にするとの評価もあり得よう。

## 四半期開示への反対意見

四半期開示の問題点は、①会計のためのコストと事務負担、②頻繁な開示によって経営者や投資家が短期志向(short-termism)に陥る、の二点に集約できそうだ。このうち①は、四半期開示を投資家が利用しているのであれば、多少のコストがかかっても開示を続けるべきだということになりがちだ。一方、②は、四半期開示は投資家のためにもならないというものだが、全ての投資家が短期志向というわけではないはずだ。四半期開示を経営状況のいわばラップタイムを計るために利用している投資家にとっては、四半期開示がなくなると、投資リスクの判断が難しくなるかもしれない。

四半期開示制度の見直しを短期志向是正政策として最初に打ち出したのは、現在この政策を進めている共和党ではなく民主党であった。2016 年の大統領選挙で民主党の候補者であったヒラリー・クリントン氏は四半期資本主義(Quarterly Capitalism)との決別を政策公約に掲げていた<sup>5</sup>。同公約では「ほとんどの CEO が株主や市場からの非常に切実なプレッシャーを受けて、四半期の数字をあげるように行動していると理解している」「過去数十年間にわたり発展してきた四半期資本主義は、法的に要求されているわけでもなく、経済的に健全でもない。そ

<sup>5</sup> Hillary Clinton “[Moving beyond quarterly capitalism](#)” (2015 年 7 月 25 日)

れはビジネスにとって悪く、賃金にとって悪く、私たちの経済にとって悪いものだ」(大和総研仮訳)と四半期での業績開示の問題を指摘している。

四半期開示が、経営者や投資家の短期志向を助長し、企業の成長機会を損なっているという主張は、幾度も繰り返されており、共和党も民主党もそれを是正する姿勢を見せ続けているというのが現在の状況である。

## 日本における四半期開示の制度動向

四半期開示については、日本でも見直しが進められた経緯がある。岸田政権の頃に、企業が長期的視点に立って経営できるようにする観点から、四半期開示の見直しが政策課題として明示され<sup>6</sup>、具体的な検討が行われた。その結果、四半期開示そのものを廃止するのではなく、法令に基づく四半期開示を廃し、取引所規則に基づく四半期決算短信へと一本化する方向が示された。開示頻度は維持したまま、重複感のある制度を整理し、企業の実務負担を軽減するという考え方である。この見直しは、短期志向是正という当初の問題意識との関係ではややわかりにくい面もあるが、情報開示の後退に対する投資家の懸念を抑えつつ、企業側のコスト負担にも配慮した、開示制度の現実的な見直しであったと評価できよう。日本における四半期開示見直しの議論は、開示頻度の削減よりも、制度の効率化と実務負担の軽減に重きが置かれてきた点に特徴がある。

米国 SEC が提案している四半期開示制度の見直しは、開示頻度の柔軟化という点で、これまでの日本の議論とはやや異なるアプローチを取っている。もっとも、日本でも米国でも、四半期開示を巡る議論の背景には、果たして四半期開示が短期志向を生じさせる原因であるのか、現に四半期開示情報を利用している投資家の利便をどのように守るのかという共通の課題が存在している。

制度上の義務が緩和されたとしても、投資家からの要望への配慮や資本調達の見点から、企業が自律的にどの程度の頻度・内容で情報開示を行うかがより重要になる。今後の SEC の最終判断や、日本を含む各国の制度動向を注視しつつ、情報開示のコストと便益を冷静に見極める見点が、企業・投資家の双方にあらためて求められているといえよう。

---

<sup>6</sup> 鈴木裕「[岸田新首相が四半期開示見直しを提案](#)」(大和総研金融入門「長期投資 VS 短期志向」第26回、2021年10月4日)